



公園利活用ガイドブック

神功池公園

(平城第4号近隣公園)

2025年(令和7年) 4月

奈良市

ガイドブックの構成について

1. 奈良市が目指す未来の公園	・ ・ ・ ・ ・ 1
2. 利活用ガイドブックについて	・ ・ ・ ・ ・ 2
3. 平城第4号近隣公園の概要	・ ・ ・ ・ ・ 3
4. 公園を自由に活用しよう！！	
(1) イベント内容	・ ・ ・ ・ ・ 4
(2) 過去の活用事例	・ ・ ・ ・ ・ 4
(3) イベント活動等実施の流れ	・ ・ ・ ・ ・ 5
(4) 使用料金について	・ ・ ・ ・ ・ 6
(5) その他必要な届出	・ ・ ・ ・ ・ 7
(6) 公園ではできないこと	・ ・ ・ ・ ・ 7
5. 公園でのルール・マナー	・ ・ ・ ・ ・ 8
6. イベント活動等における約束ごと	・ ・ ・ ・ ・ 9
7. 貸出可能な備品	・ ・ ・ ・ ・ 12
8. お問い合わせ	・ ・ ・ ・ ・ 13

1.奈良市が目指す未来の公園

「日常に公園のある暮らし」

公園を介して
出会い・交流がある暮らし

奈良市の公園では、市民が「公園でできたらいいな」と思うことを実現していくことで、公園の機能を多様化していきます。その結果、さまざまな目的で公園を訪れる人どうしが、**出会い・交流**することができる。そんな暮らしの実現を目指します。

お気に入りの
公園がある暮らし

近くにある公園どうしが役割を分担しあい、また公園間を行き来したくなるようなネットワークを作り、異なるニーズを満たすことで、身近な場所に、市民それぞれにとっての**サード・プレイス**となる公園ができ、豊かな暮らしの実現を目指します。

自分たちで居場所を
編集する暮らし

市民一人ひとりが、公園を自分たちの住まいや庭のように捉え、使いこなし、手入れする。さらに、地域や時代のニーズに合わないければ、それらの在り方について話し合い、**編集し続ける**ことができる、そんな暮らしを目指します。



2.公園利活用ガイドブックについて

奈良市・京都府木津川市・精華町の2府県3市町にまたがる高の原エリアが平城・相楽ニュータウンとして開発されてから50年が経過しました。計画的に整備され、エリア全体に広がる公園など、緑豊かな環境、空間が本地区の強みであり、これからの50年のまちづくりを公園から発信していくため、2022年より公民連携で効果的な利活用を探るトライアル・サウンディングをモデル地区である右京・神功エリアで実施してきました。

トライアル・サウンディングを活用した民間プレイヤーによる公園利活用の実績を踏まえ、神功エリアにおける公園利活用ガイドブックを作成し、恒久的な公園利活用を促進することで、奈良市が目指す公園の将来像「日常に公園のある暮らし」の実現を目指します。



1972

平城・相楽ニュータウン
まちびらき



2022

3月

トライアル・サウンディング開始

5月

PARK LIFE LABO開催



11月

平城・相楽ニュータウン
まちびらき50周年



公園利活用ガイドブック作成

2025

3.平城第4号近隣公園の概要



4.公園を自由に活用してみよう！！

(1)イベント内容

- ・ 商品を販売すること(フリーマーケット等)
- ・ 飲食(キッチンカー含む)等のマルシェイベント
- ・ ヨガやキッズダンス教室
- ・ プレーパークイベント
- ・ 商業活動として写真及び動画撮影
- ・ 競技会、展示会、博覧会、集会等集客性が高い催し物を行うこと など

(2)過去の活用事例



■ マッサージイベント



■ 音楽イベント



■ マルシェイベント

申請できないこと

- ・ 公の秩序又は善良となる風俗を害する恐れがあるもの
- ・ 特定の政治団体及び宗教団体等の利益となるもの
- ・ 集団的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの
- ・ 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があると認められるもの
- ・ 公園の管理運営上支障があると認められるもの
- ・ その他利用を制限することが必要であると認められるもの

4.公園を自由に活用してみよう！！

(3)イベント活動等実施の流れ

申請をいただいたイベント活動等は、以下の流れで審査し、許可に至ります。

申請が必要なイベント

- ・一般利用者に制限を与える
 - ・音響機材を使用する
 - ・火器、電気を使用する
 - ・車の搬入を伴う
 - ・準備・片付けを含み、複数日にまたがる
 - ・早朝・夜間に準備・片付けを実施する
 - ・業としての写真、動画撮影
(パンフレット、広告物)
 - ・動植物の採取を行う
 - ・環境学習
- など

申請が不要なイベント

- ・周囲の迷惑にならず、安全な個人レベルでの活動（例：トレーニング、ウォーキングイベントで園内を通過するだけ）
 - ・花見
 - ・少人数での遠足
 - ・ラジオ体操
- など

手続き不要

申請

※原則開催の1ヶ月前までに公園緑地課へ提出

- ・公園占用許可申請書/公園内行為許可申請書…市HPよりダウンロード可能
 - ・配置図*
 - ・イベントの内容がわかるもの(チラシ等)*
- *イベント概要周知のため神功地区自治連合会へ共有します。

審査OKの場合

使用料の納付、許可書（・什器等）の受け取り

イベント終了後

- ・公園施設設置(占用)工事完了届、公園原状回復届の提出…市HPよりダウンロード可能（・什器等の返却）

4.公園を自由に活用してみよう！！

(4)使用料金について

使用料金は、**奈良市都市公園条例での定めに基づいて**算定します。

占用

種別	単位	金額
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物	1平方メートル(1月)	480円

行為

種別	単位	金額
業として写真を撮影する場合	1人 1日	600円
業として映画を撮影する場合	1回 (1日)	6,000円
興行を行う場合	1平方メートル1日	20円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物	1平方メートル1日	10円

公園の全部または一部を独占して使用することを「行為」。公園内に公園施設以外の工作物、その他の物件または施設を設けることを「占用」といいます。

(例) 占用：ステージなど

行為：テント、キッチンカー、テーブル、イスなど

※地中にペグを打ち込んだテント等は占用になる可能性もございます。詳細は担当課と協議してください。

使用料金の算定例：飲食の提供を伴う、ダンスや音楽ステージがあるイベント

【占用】 ①ステージ

$480\text{円}/\text{m}^2 \times 100\text{m}^2 = 48,000\text{円}$

【行為】 ①観客席

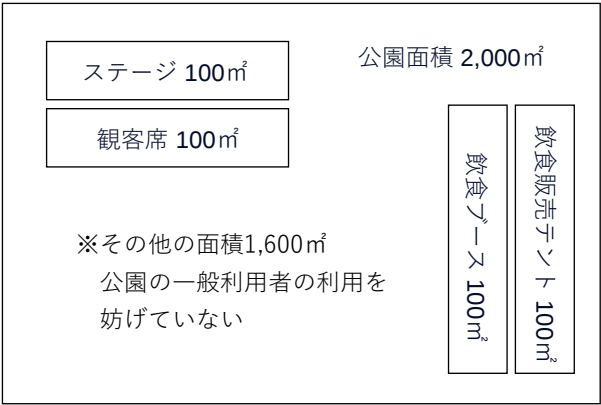
$10\text{円}/\text{m}^2 \times 100\text{m}^2 = 1,000\text{円}$

②飲食販売テント

$10\text{円}/\text{m}^2 \times 100\text{m}^2 = 1,000\text{円}$

③飲食ブース

$10\text{円}/\text{m}^2 \times 100\text{m}^2 = 1,000\text{円}$



4.公園を自由に活用してみよう！！

(5)その他必要な届出

イベント内容によっては、関係機関への届出等が必要な場合があります。

イベント主催者は、届出等のコピーを添付し、公園占用許可申請書/公園内行為許可申請書を公園緑地課に提出してください。

なお、主な窓口は以下のとおりです。

※内容の詳細は各関係機関にお問い合わせください。

イベント活動等の内容	届出内容	関係機関	住所	電話番号
食品を提供する活動	催物等実施報告書	保健所保健衛生課	奈良市三条本町13番1号 はぐくみセンター	0742-93-8395
火気器具等を使用する 露店や屋台などの開設	露店等の開設届出書	北消防署	右京二丁目1番地の1	0742-71-9119

(6)公園ではできないこと

【壊すこと・汚すこと】
施設・備品等のき損又は汚損

【植物等を採取すること】
樹木の伐採、又は植物の採取

【土地の形質を変更すること】
土地の盛土・切土により、
土地の形状を変更すること

【動物を捕まえること】
鳥獣類を捕獲または殺傷する

【危険を生じる行為をすること】
火災、爆発その他の危険を生ずる
おそれのある行為

【他人に迷惑になること】
騒音又は大声を発する、暴力をふるう、
その他他人の迷惑になる行為

【ゴミを捨てること】
ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、
又は悪臭を発生させる行為

【直火を起こすこと】
地面で直接火を使用すること

【許可なく物を置くこと】
許可なく、施設、物品等を設置し、又は放置する

【許可なく物を売ること】
許可なく物品その他の物を販売する、若しくは
販売させる、又は全品の寄付募集等の行為

【許可なく展示会等を行うこと】
許可なく、展示会、興行、競技会、その他これ
に類する行為

【許可なく宣伝すること】
許可なく広告物又はこれに類する物を表示、
配布し、又は散布する

【市長に禁止されたこと】
以上の各項目に掲げるもののほか、
市長が公園の管理運営上特に必要があると
認めて禁止する行為

5.公園でのルール・マナー

公園の ルール

公園の自由な利用を維持するために！

① 自由と責任

公園を使う人、1人1人がマナーを守り、他者を思いやる気持ちを意識し、公園を自己責任で自由に使うことが大切です。

② イベント実施

イベント実施可能エリアは交流広場、多目的広場、南側広場を基本とします。イベント実施に伴い、駐車場が別途必要な場合は、多目的広場を駐車場としても使用可能です。

③ ペットの散歩

ペットの散歩が可能なエリアは公園全体です。ペットにはリードを付け、フンは持ち帰り、誰もが気持ちよく過ごせる公園を目指しましょう。

④ ボール遊び

やわらかいボールで遊ぶことができるエリアは駐車場を除く公園全体です。他の公園利用者や近隣にお住まいの方の迷惑にならないよう十分配慮し、誰もが安心・安全に過ごせる公園を目指しましょう。

⑤ ごみは持ち帰る

公園にはごみ箱がありません。
出したごみは各自で家まで持ち帰り、綺麗な公園を保ちましょう。

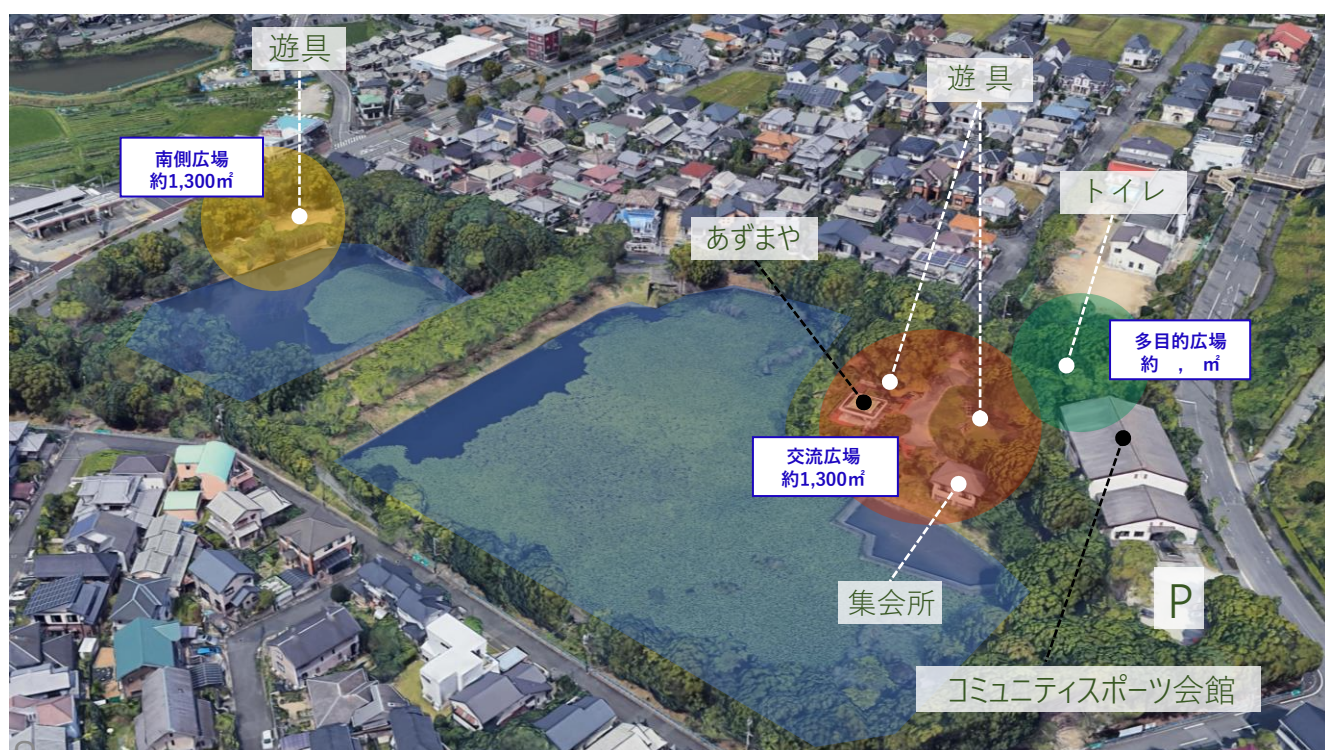
⑥ 音は控えめに

公園は住宅地に位置しています。
周りの迷惑にならない音量でご利用ください。

⑦ タバコは吸わない

園内は禁煙です。

※多目的広場はR7整備予定



6. イベント活動等における約束ごと

許可されたイベント活動等を行う際や公園を利用する皆さんには、以下に示す項目を守っていただきますようお願いいたします

(1) 申請者の責務

- イベントに関わる苦情などが出た場合は、申請者が責任を持って対応するものとします。
苦情などが出た場合には、やむを得ず中止などの対応を求める場合があります。
- イベント中に事故及び持ち込み品の盗難、破損、紛失が発生した場合は、申請者が責任を持って対応するものとし、人的、物的損害に係る賠償責任は申請者の負担となります。
- イベント当日に許可された行為以外の行為をしている場合は、利用許可を取り消しする場合があります。この場合、利用許可を受けた者に損害が生じてても当公園はその補償の責任を負いません。
- イベント当日の問い合わせ対応者の明確化を行ってください。
- 公園施設、設備などに損傷・汚損が発生した場合には申請者の責任とし、原状回復していただきます。
- 他の公園利用者の安全・快適な利用を妨げないように配慮するものとします。
- 申請者が持ち込んだ機材や備品等は、申請者の責任で管理するものとします。
- 申請者は、イベント終了後に、公園を原形に復旧する義務を負うものとします。

(2) 利用可能日及び使用可能時間

- 原則として、年間を通して利用が可能です。
ただし、公園施設の改修などにより、利用できない場合はこの限りではありません。
- 公園のイベント実施時間は原則午前9時～午後8時までとします。
ただし、その他の時間にイベントを実施する場合は、担当課と協議をお願いいたします。

6. イベント活動等における約束ごと

(3) 公園清掃とごみの処理

- 公園に備え付けのごみ箱はありません。
- 周辺施設への影響に配慮し、イベントに係るごみは、外へ持ち出さず、申請者の責任で分別回収し、当日に持ち帰ってください。
また、看板などにて来場者への呼びかけを徹底してください。
- イベント内容に応じて、使用区域に留まらず、公園全体及び周辺の清掃を行ってください。
- 清掃終了後、会場写真を撮影してください。

(4) 車両の乗り入れ

- 搬入出に伴う広場への車両の乗り入れは、事前に担当課との協議が必要です。
- イベント会場設営時には周辺交通事情を考慮し、公園内への迅速な乗り入れをお願いします。
- 車両搬入出の際は周辺利用者の安全に十分に配慮してください。
- 公園内に乗り入れ可能な車両は、原則2 t までとします。

(5) 周辺への駐停車・駐輪

- イベント実施中は、周囲の道路への駐停車をしないように、呼びかけをお願いします。
- 交通渋滞など周辺道路への影響が考えられるイベントを実施する場合は、事前に警察署へご相談をお願いします。

(6) 警備

- イベント実施時の来場者や通行者の安全性に配慮して、警備スタッフを必要に応じて適所に配置してください。

6. イベント活動等における約束ごと

(7) 緊急時に備えた対応

- 緊急時における緊急車両の動線確保をお願いします。
(乗り入れ可能箇所を踏まえ、緊急車両の乗り入れに配慮した配置計画)
- 緊急時の来場者の避難経路を確保した配置計画を行ってください。
(施設や設備などの設置位置及び来場者滞留スペースの間隔に配慮し、避難動線を確保)
- イベント活動における事故、スタッフや来園者のけが等、万一の場合に備えてください。
(レクリエーション保険への加入など)

(8) 騒音

- 音量について、周辺施設・住宅へ十分配慮してください。
- コンサートや音楽会など、音の出る機器の使用や、音を出すことを目的とするイベントを実施する場合は、担当課と協議してください。
詳細については、担当課の指示に従ってください。
- 近隣対応やボリューム管理について責任をもって適宜対応してください。

(9) 周辺への周知

- イベント活動について、事務局に確認の上、必要に応じてお知らせ文書を配布するなど、イベント開催の周知を行ってください。
- 大きな音を出すイベントの場合、事前に以下の内容を記載したお知らせ文章を必要に応じて、近隣住戸に配布するなどの周知を行ってください。
 - ・「音が発生する時間帯(リハーサルも含む)」
 - ・「イベントスケジュール(準備・片付け期間を含む)」
 - ・「イベント前日までの問い合わせ電話番号」
 - ・「イベント当日、必ず連絡がつく電話番号」

7.貸出可能な備品

スツール (25脚)



黒板 (4台)



パラソル (1本)



ライト全長15m (3本) テント3m × 3m (5張)



テント2.4m × 4.8m (1張)



屋台 (5台)



テーブル (5台) 720 × 1,215 × 660(h)mm



ポータブル電源

3600W : 63.5 × 28.5 × 41.6cm(1個)
1024W : 40 × 21.1 × 28.1cm(1個)



電動シャボン玉製造機
11.4 × 10.5 × 18cm(1台)



看板小(10枚)



看板大(5枚)
※磁石でテントに貼付も可能

※上記の什器については、実施内容によっては無償で貸与することが可能です。
※什器類は市役所内に保管しており、搬出・搬入はイベント主催者でお願いしております。
※什器類の数は2025年3月31日現在です。

8.お問い合わせについて

このガイドラインについての内容などへのお問い合わせは、下記までお願いします。

お問い合わせはこちらまで

奈良市 都市整備部 公園緑地課

〒630-8580 奈良県 奈良市 二条大路南1丁目1-1

TEL：0742-34-4916

FAX：0742-34-4827

MAIL：kouenryokuchi@city.nara.lg.jp